

令和元年12月五島市議会定例会議案表

(令和元年12月4日提出)

番号	事件名	ページ
議案第115号	五島市部設置条例の一部改正について	1
議案第116号	五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について	3
議案第117号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	5
議案第118号	五島市認知症対応型共同生活介護施設条例の廃止について	7
議案第119号	五島市奨学資金給付条例の一部改正について	8
議案第120号	五島市玉之浦農林産物加工研修所条例の廃止について	9
議案第121号	五島市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	10
議案第122号	工事請負契約の変更について	14
議案第123号	工事請負契約の変更について	15
議案第124号	工事請負契約の変更について	16
議案第125号	富江地域福祉センターの指定管理者の指定について	17
議案第126号	保育事業所の指定管理者の指定について	18
議案第127号	デイサービスセンターの指定管理者の指定について	19
議案第128号	笠松宏有記念館の指定管理者の指定について	20

議案第 129 号	玉之浦健康管理増進施設の指定管理者の指定について	21
議案第 130 号	農村集会所の指定管理者の指定について	22
議案第 131 号	荒川集会所の指定管理者の指定について	23
議案第 132 号	小浦集会所の指定管理者の指定について	24
議案第 133 号	漁船保全施設の指定管理者の指定について	25
議案第 134 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	26
議案第 135 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	32
議案第 136 号	和解及び損害賠償の額の決定について	37
議案第 137 号	令和元年度五島市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 138 号	令和元年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 139 号	令和元年度五島市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 140 号	令和元年度五島市診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 141 号	五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	38
議案第 142 号	五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	46
議案第 143 号	五島市議會議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部改正について	48
議案第 144 号	令和元年度五島市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
報告第 18 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）	50

議案第115号

五島市部設置条例の一部改正について

五島市部設置条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

五島市部設置条例の一部を改正する条例

五島市部設置条例（平成28年五島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 福祉保健部

第1条第5号を次のように改める。

(5) 産業振興部

第1条に次の1号を加える。

(6) 建設管理部

第2条第1号コを削り、同条第2号ウを次のように改める。

ウ 市税及び国民健康保険税に関すること。

第2条第2号中エからカまでを削り、キをエとし、クをオとし、同条第5号中「建設水道部」を「建設管理部」に改め、同号カを削り、同号を同条第6号とし、同条第4号中「農林水産部」を「産業振興部」に改め、エをクとし、アからウまでをオからキまでとし、同号にアからエまでとして次のように加える。

ア 雇用対策に関すること。

イ 商工業に関すること。

ウ 交通運輸に関すること。

エ 再生可能エネルギーに関すること。

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号中アからウまでを削り、エをアとし、オをイとし、カを削り、キをウとし、クからコまでをエからカまでとし、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 福祉保健部

ア 社会福祉に関すること。

- イ 介護保険及び介護予防に関すること。
- ウ 国民健康保険、老人保健医療及び後期高齢者医療並びに国民年金に関すること。
- エ 保健予防に関すること。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

令和2年度の機構改革により、これまでの5部体制を6部体制とすることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第116号

五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について

五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成16年五島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「委員会の委員」を「委員会の非常勤の委員」に改め、「その他の委員」を削る。

第2条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

〔
別表第1産業医の項中

131,800円	

 を

60,000円	

 〕

〔
に改め、同表中交通指導員の項、中国残留邦人等生活支援相談員の
〕
項、児童遊戯指導員の項、社会福祉嘱託医の項、健康推進員の項、町内会長の項、畜犬指導員の項、市営林野監視員の項、本山財産区山林監視人の項、大浜財産区山林監視人の項、国際交流員の項、市営住宅管理人の項、外国語指導助手の項及び外国語指導助手指導員の項を削り、同表小中学校校医の項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同表中地域学校協働活動推進員の項、少年補導員の項、公民館長の項から分館主事の項まで、文化財監視人の項、学校給食共同調理場所長の項及び嘱託

員の項を削り、同表備考第3項から第5項までを削る。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後の公務による出務及び勤務に係る報酬及び費用弁償について適用し、同日前の公務による出務及び勤務に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により、同法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員の任用要件が厳格化されたことに伴い、特別職として任用する職員の区分を見直すほか、業務量が増大している産業医の報酬額を改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第117号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備
に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を次のとおり提出する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野 口 市太郎

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(五島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 五島市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（平成16年五島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(五島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 五島市職員の給与に関する条例（平成16年五島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第20条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第29条第1項の」を「同項の」に、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の」に改める。

第29条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第30条第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第31条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第32条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

(五島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 五島市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年五島市条

例第46号)の一部を次のように改正する。

第13条及び第14条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(五島市職員等の旅費支給条例の一部改正)

第4条 五島市職員等の旅費支給条例（平成16年五島市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「(地方公務員法第16条第1号に該当するに至って失職した場合を除く。)」を削り、同条第6項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第7項中「できる者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

(五島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 五島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年五島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

(五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年五島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、関係する条例において、引用している法律の条文に生じた号ずれへの対応など、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第118号

五島市認知症対応型共同生活介護施設条例の廃止について
五島市認知症対応型共同生活介護施設条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

五島市認知症対応型共同生活介護施設条例を廃止する条例
五島市認知症対応型共同生活介護施設条例（平成16年五島市条例第107号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

グループホームさざなみを廃止するため、五島市認知症対応型共同生活介護施設
条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第119号

五島市奨学資金給付条例の一部改正について

五島市奨学資金給付条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

五島市奨学資金給付条例の一部を改正する条例

五島市奨学資金給付条例（平成29年五島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(奨学資金の額及び奨学生の数)」に改め、同条中「5万円」を「2万円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 奨学資金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）の数は、5人以内とし、毎年決定する。

第4条中「奨学資金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）」を「奨学生」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

奨学資金の給付額を見直し、奨学生の人数に制限を設けることから、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第120号

五島市玉之浦農林産物加工研修所条例の廃止について

五島市玉之浦農林産物加工研修所条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市玉之浦農林産物加工研修所条例を廃止する条例

五島市玉之浦農林産物加工研修所条例（平成16年五島市条例第171号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

玉之浦農林産物加工研修所を廃止するため、五島市玉之浦農林産物加工研修所条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第121号

五島市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

五島市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案を次のとおり提出する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(五島市特別会計条例の一部改正)

第1条 五島市特別会計条例（平成16年五島市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

(五島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 五島市水道事業の設置等に関する条例（平成16年五島市条例第264号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「水道事業」の次に「及び簡易水道事業」を加える。

第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(特別会計)

第5条 法第17条及び政令第8条の4の規定に基づき、水道事業を通じて一の特別会計を設ける。

第3条第1項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「政令」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び簡易水道事業（以下「水道事業」という。）」を加え、同条第2項中「次」を「別表」に改め、同項の表を削り、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(地方公営企業法の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。) 第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「政令」という。) 第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法の規定の全部を適用する。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第3条関係)

事業	給水区域	給水人口(人)	1日最大給水量(立方メートル)
水道事業 (簡易水道事業を除く。)	下大津町の一部 上大津町の一部 三尾野一丁目 三尾野二丁目 三尾野三丁目 坂の上一丁目 三尾野町 大円寺町 東浜町一丁目 東浜町二丁目 東浜町三丁目 紺屋町 武家屋敷一丁目 武家屋敷二丁目 武家屋敷三丁目 池田町 栄町 中央町 錦町 幸町 末広町 江川町 福江町 新港町 松山町の一部 大荒町の一部 木場町 吉久木町の一部 籠淵町の一部 平蔵町 奥浦町 戸岐町 下崎山町の一部 上崎山町の一部 向町 長手町の一部 堤町の一部 吉田町の一部 高田町の一部 野々切町の一部 浜町の一部 小泊町の一部 増田町の一部 富江町狩立の一部 富江町黒瀬 富江町職人 富江町田尾 富江町岳 富江町土取 富江町富江 富江町長峰 富江町松尾 富江町山下 富江町山手 玉之浦町玉之浦 玉之浦町立谷 玉之浦町大宝 玉之浦町小川 玉之浦町中須 玉之浦町幾久山 玉之浦町上の平 玉之浦町布浦 玉之浦町荒川の一部 玉之浦町丹奈 玉之浦町頓泊 三井楽町濱ノ畔 三井楽町大川 三井楽町高崎 三井楽町柏 三井楽町嶽 三井楽町渕ノ元 三井楽町塩水 三井楽町丑ノ浦 三井楽町波砂間 三井楽町濱宿 三井楽町貝津 三井楽町嵯峨島 岐宿町岐宿の一部 岐宿町楠原 岐宿町川原 岐宿	34,400	15,120

		町松山 岐宿町中嶽 岐宿町二本楠 岐宿 町河務 岐宿町唐船ノ浦 岐宿町戸岐ノ首		
簡易水道事業	桟島簡易水道事業	伊福貴町の一部 本窯町の一部	120	72
久賀地区簡易水道事業	久賀町の一部 猪之木町の一部 田ノ浦町の一部 蕨町の一部		180	129
奈留地区簡易水道事業	奈留町浦 奈留町泊 奈留町船廻 奈留町大串		2,730	1,309
黄島地区飲料水供給施設	黄島町		71	15

(五島市水道事業給水条例の一部改正)

第3条 五島市水道事業給水条例（平成16年五島市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に規定する水道事業」の次に「及び簡易水道事業」を加える。

(五島市簡易水道事業の設置に関する条例及び五島市簡易水道事業給水条例の廃止)

第4条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 五島市簡易水道事業の設置に関する条例（平成16年五島市条例第124号）

(2) 五島市簡易水道事業給水条例（平成16年五島市条例第125号）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(五島市簡易水道事業給水条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、第4条の規定による廃止前の五島市簡易水道事業給水条例の規定によりなされた手続その他の行為は、第3条の規定による改正後の五島市水道事業給水条例（以下「新水道事業給水条例」という。）の相当規定によりなされた手續その他の行為とみなす。

3 新水道事業給水条例別表第1の規定は、施行日以後の調定に係る水道使用料金

の徴収について適用し、施行日前の調定に係る水道使用料金の徴収については、なお従前の例による。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

五島市簡易水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部を適用することに伴い、関係する条例において、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第122号

工事請負契約の変更について

平成30年7月26日に議決された議案第64号工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

「4 工事請負金額 1, 466, 113, 500円」を「4 工事請負金額 1, 481, 834, 700円」に改める。

(提案理由)

五島市本庁舎新本館棟建設工事（建築）に係る工事請負契約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第123号

工事請負契約の変更について

平成30年7月26日に議決された議案第65号工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

「4 工事請負金額 317, 056, 300円」を「4 工事請負金額 344, 119, 600円」に改める。

(提案理由)

五島市本庁舎新本館棟建設工事（電気）に係る工事請負契約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第124号

工事請負契約の変更について

平成30年7月26日に議決された議案第66号工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

「4 工事請負金額 307,800,000円」を「4 工事請負金額 313,954,500円」に改める。

(提案理由)

五島市本庁舎新本館棟建設工事（機械）に係る工事請負契約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第125号

富江地域福祉センターの指定管理者の指定について

五島市富江地域福祉センター条例（平成16年五島市条例第84号）第4条第1項の規定により、富江地域福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
富江地域福祉センター	五島市三尾野一丁目7番1号 社会福祉法人 五島市社会福祉協議会 会長 窪 善明	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第126号

保育事業所の指定管理者の指定について

五島市立保育事業所条例（平成27年五島市条例第10号）第3条第1項の規定により、保育事業所の指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
玉之浦へき地保育所	五島市玉之浦町玉之浦1371番地1 社会福祉法人 明和会 理事長 門原淳一	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
中川へき地保育所	五島市三尾野一丁目7番1号 社会福祉法人 五島市社会福祉協議会 会長 窪善明	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第127号

デイサービスセンターの指定管理者の指定について

五島市デイサービスセンターライフ（平成16年五島市条例第104号）第4条第1項の規定により、デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
デイサービスセンター樋島	五島市三尾野一丁目7番1号 社会福祉法人 五島市社会福祉協議会 会長 窪 善明	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
岐宿デイサービスセンター	五島市三尾野一丁目7番1号 社会福祉法人 五島市社会福祉協議会 会長 窪 善明	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
デイサービスセンター久賀島	五島市三尾野一丁目7番1号 社会福祉法人 五島市社会福祉協議会 会長 窪 善明	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第128号

笠松宏有記念館の指定管理者の指定について

五島市笠松宏有記念館条例（平成20年五島市条例第32号）第3条第1項の規定により、笠松宏有記念館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
笠松宏有記念館	五島市奈留町船廻937番地1 特定非営利活動法人DON DON 奈留 理事長 大久保憲二	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第129号

玉之浦健康管理増進施設の指定管理者の指定について

五島市玉之浦健康管理増進施設条例（平成16年五島市条例第190号）第3条第1項の規定により、玉之浦健康管理増進施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
玉之浦健康管理増進施設	五島市玉之浦町大宝924番地1 大宝町内会 会長 近藤泰廣	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第130号

農村集会所の指定管理者の指定について

五島市農村集会所条例（平成16年五島市条例第168号）第3条第1項の規定により、農村集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
幾久山集会所	五島市玉之浦町幾久山469番地 幾久山町内会 会長 上川徳広	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
上の平集会所	五島市玉之浦町上の平1376番地1 上の平町内会 会長 川上敏昭	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第131号

荒川集会所の指定管理者の指定について

五島市荒川集会所条例（平成16年五島市条例第184号）第3条第1項の規定により、荒川集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
荒川集会所	五島市玉之浦町荒川215番地第1 荒川町内会 会長 上村孝幸	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第132号

小浦集会所の指定管理者の指定について

五島市小浦集会所条例（平成16年五島市条例第191号）第3条第1項の規定により、小浦集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
小浦集会所	五島市玉之浦町玉之浦352番地1 小浦町内会 会長宿輪満	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第133号

漁船保全施設の指定管理者の指定について

五島市漁船保全施設条例（平成16年五島市条例第193号）第3条第1項の規定により、漁船保全施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野 口 市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
山下漁船保全施設	五島市福江町1190番地9 五島漁業協同組合 代表理事組合長 草 野 正	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
倭寇（坪）漁船保全施設	五島市福江町1190番地9 五島漁業協同組合 代表理事組合長 草 野 正	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
黒瀬漁船保全施設	五島市福江町1190番地9 五島漁業協同組合 代表理事組合長 草 野 正	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
小浦漁船保全施設	五島市福江町1190番地9 五島漁業協同組合 代表理事組合長 草 野 正	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
三井楽漁船保全施設	五島市福江町1190番地9 五島漁業協同組合 代表理事組合長 草 野 正	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第134号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
五島市玉之浦町玉之浦字長山1278の1、1281及び1281の2地先並びに1278の1に隣接する道路地先並びに字新吉窄1237及び1237の2地先	23, 141. 71	字長山地先は字長山 字新吉窄地先は字新吉窄

(提案理由)

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



竣 功 認 可 書

五 島 市

令和元年 7 月 3 日付で申請があった玉ノ浦港における公有水面埋立ての埋立てに関する工事の竣工については、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項に基づき下記のとおり認可する。

○ 令和元年 8 月 20 日

玉ノ浦港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道



記

1. 埋立の場所

長崎県五島市玉之浦町玉之浦字長山 1281 番 2、1281 番、1278 番 1、1278 番 1 に隣接する道、字新吉宿 1237 番、1237 番 2 の地先

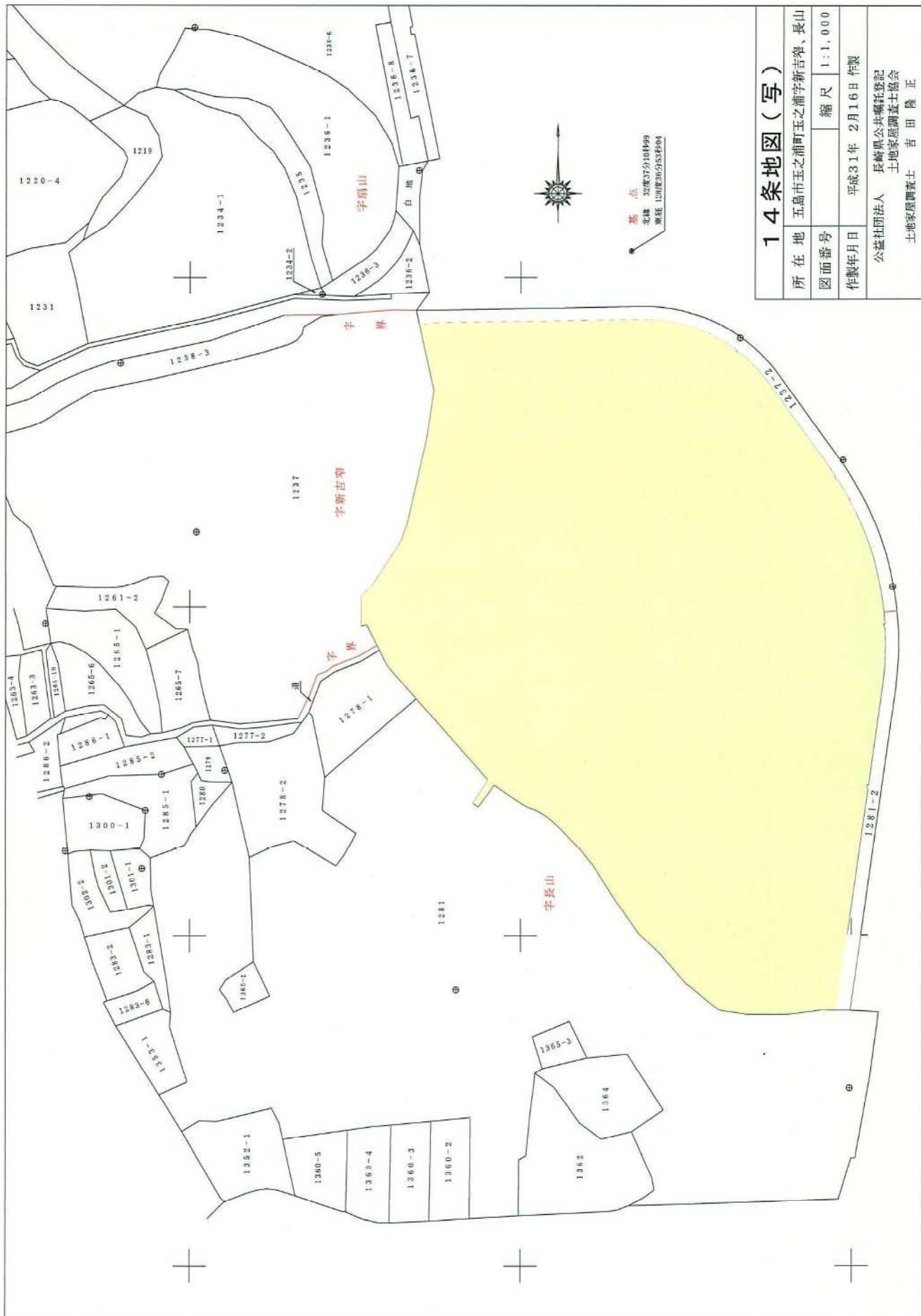
○ 2. 埋立地の用途

公園施設用地

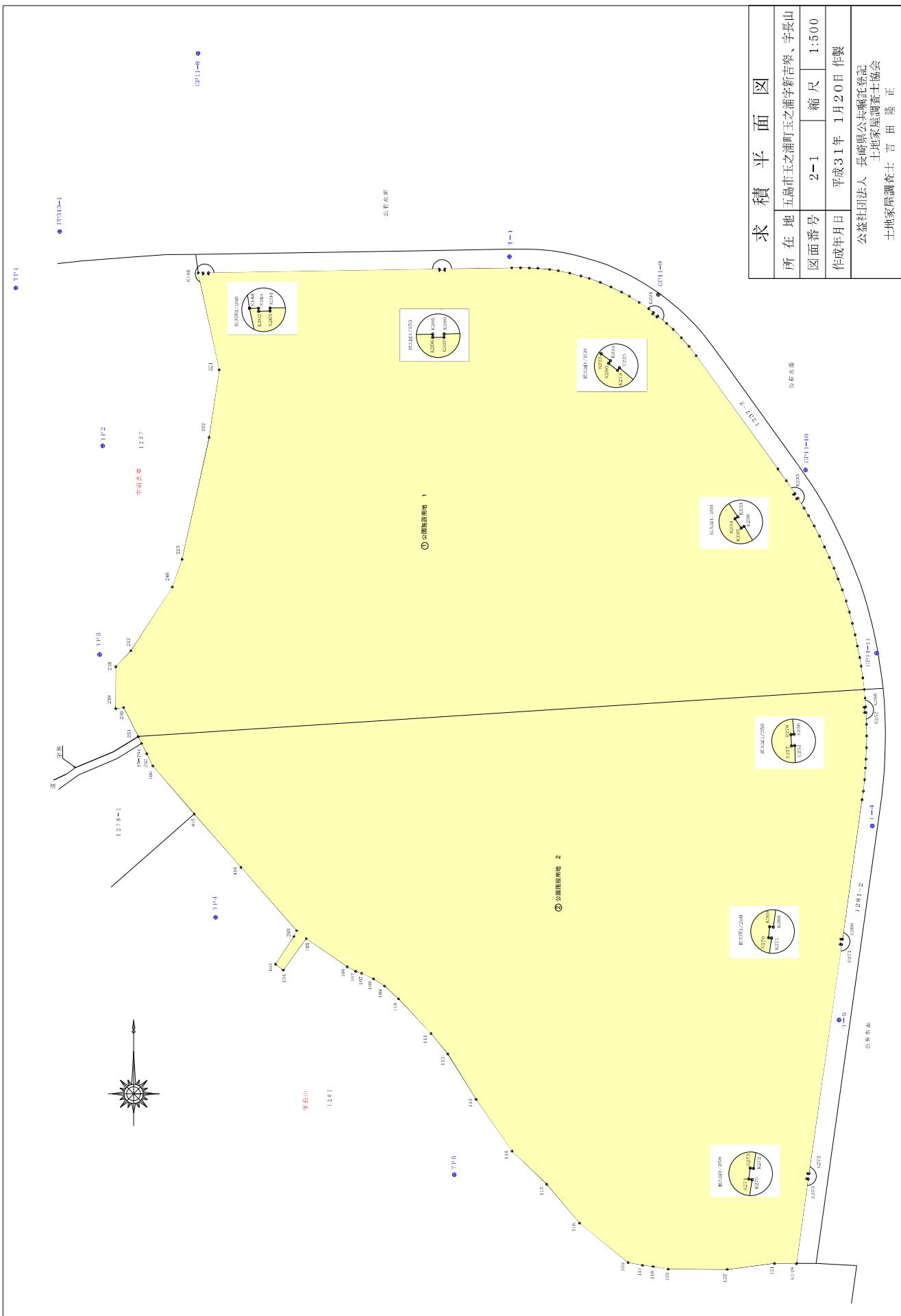
3. 竣功面積

23, 141.71 平方メートル





〈議案第134号参考〉



〈議案第134号参考〉

求積平面図										
所在地	五島市玉之浦町玉之浦字新吉磐、字長山									
図面番号	2-2									
作成年月日	平成31年 1月20日									
公益目的人	長崎県公正地籍登記									
土地家屋調査士	吉田 隆正									

議案第135号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
五島市玉之浦町荒川字猫ヶ浦16、17、18の1、18の3、36の5及び36の6地先並びに16、17、18の1及び36の6に隣接する道路地先並びに字長窄12のイ第5、12のイ第12から12のイ第15まで、12の1及び12の36地先	570.64	字猫ヶ浦地先是字猫ヶ浦字長窄地先是字長窄

(提案理由)

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

竣功認可書

五島市

令和元年7月3日付で申請があった玉ノ浦港における公有水面埋立ての埋立てに関する工事の竣工については、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項に基づき下記のとおり認可する。

○ 令和元年8月20日

玉ノ浦港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道



記

1. 埋立の場所

長崎県五島市玉之浦町荒川字猫ヶ浦36番5から17番を経て字長窄12番イ第13、12番36、字猫ヶ浦18番3の地先

○ 2. 埋立地の用途

緑地

3. 竣功面積

570.64平方メートル



〈議案第135号参考〉



議案第136号

和解及び損害賠償の額の決定について

グループホームさざなみ空調改修工事に係る工事請負契約を解除したことについて、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

1 和解及び損害 五島市上大津町524番地

賠償の相手方 有限会社ライフ建設

代表取締役 片山一夫

2 和解の要旨

令和元年9月9日、グループホームさざなみの故障した空調基盤を改修するため、相手方と工事請負契約を締結した。その後、同施設に係る指定管理者の指定の期間が今年度末で満了となることから、令和2年度以降の指定管理者の募集を行ったが、応募者がなかったため、令和2年3月31日をもって同施設を廃止することとし、当該工事請負契約を解除した。

当該工事請負契約の解除は、発注者である市の都合によるものであるため、市は、相手方に生じた損害を賠償する。

3 損害賠償の額 44,530円

(提案理由)

和解及び損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この案を提出する理由である。

議案第141号

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(五島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 五島市職員の給与に関する条例（平成16年五島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係） 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100

	33	195, 500	245, 400	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
	34	196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
	35	198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900
	36	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100
	37	201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300
	38	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
	39	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900
	40	205, 000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700
	41	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300
	42	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000
	43	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700
	44	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400
	45	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200
	46	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000
	47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
	48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
	49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
	50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
	51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
	52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
	53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
	54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
	55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
	56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
	57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
	58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
	59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
	60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
	61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
	62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
再任用職員以外の職員	63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
	64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
	65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
	66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
	67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	

	68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
	69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
	70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
	71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
	72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
	73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
	74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
	75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
	76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
	77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
	78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
	79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
	80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
	81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
	82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
	83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
	84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
	85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
	86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
	87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
	91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		
	94		294, 900	342, 600				
	95		295, 200	343, 100				
	96		295, 600	343, 500				
	97		295, 800	343, 700				
	98		296, 100	344, 100				
	99		296, 500	344, 500				
	100		296, 900	344, 800				
	101		297, 100	345, 100				
	102		297, 400	345, 500				

	103		297, 800	345, 900				
	104		298, 100	346, 300				
	105		298, 300	346, 800				
	106		298, 600	347, 200				
	107		299, 000	347, 600				
	108		299, 300	348, 000				
	109		299, 500	348, 500				
	110		299, 900	348, 900				
	111		300, 300	349, 200				
	112		300, 600	349, 500				
	113		300, 800	350, 000				
	114		301, 000					
	115		301, 300					
	116		301, 700					
	117		301, 900					
	118		302, 100					
	119		302, 400					
	120		302, 700					
	121		303, 100					
	122		303, 300					
	123		303, 600					
	124		303, 900					
	125		304, 200					
再任用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 再任用職員以外の職員の項中

397, 900		399, 000	
400, 800		401, 900	
403, 700		404, 500	
406, 500	を	407, 200	に
409, 100		409, 800	
411, 800		412, 200	
414, 600		414, 900	

改める。

第2条 五島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第32条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年五島市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

別表第1中「374,000円」を「375,000円」に改める。

第4条 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の五島市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の五島市職員の給与に関する条例の規定に基づい

て支給された給与又は第3条の規定による改正前の五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の五島市職員の給与に関する条例第15条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の五島市職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第15条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の給与条例第15条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

- (2) 旧手当額から改正後の給与条例第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

- 6 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

一般職の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を考慮し、給料月額並びに住居手当及び勤勉手当の額について、一般職の国家公務員に準じて改定するため、所

要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第142号

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 五島市長及び副市長の給与に関する条例（平成16年五島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の五島市長及び副市長の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第5条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の五島市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部改正に伴い、期末手当の支給割合を改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。こ

れが、この条例案を提出する理由である。

議案第143号

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部改正について

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年12月4日提出

五島市長 野口市太郎

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

第1条 五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例（平成16年五島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例（次項において「改正後の議員報酬等条例」という。）第7条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部改正に伴

い、期末手当の支給割合を改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 12 月 4 日提出

五島市長 野口 市太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。

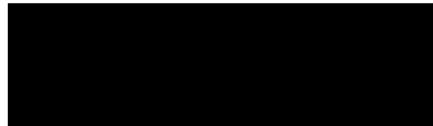
令和元年11月19日

五島市長 野 口 市太郎

和解及び損害賠償の額の決定について
公用車が軽乗用自動車に衝突した交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解及び損害

賠償の相手方



2 和解の趣旨

平成31年1月28日、市の小型貨物自動車（長崎44む283）を運転していた市の職員が、市道横ヶ倉～山崎線と市道富江～岳線との交差点に一時停止を怠り進入したことにより、相手方の軽乗用自動車 [REDACTED] に衝突し、相手方が腰椎圧迫骨折等を負った交通事故について、市は、当該事故の責任割合を9割と認め、当該事故により生じた損害の一部を賠償する。

3 損害賠償の額 治療費、慰謝料等 285, 159円